説明日:	
事業者は契約の締結に当たり、下記の重要事項説明書に。 説明者:	より説明を行いました。
利用者及び身元引受人は、契約の締結に当たり、下記の その内容に同意の上、交付を受けました。	重要事項説明書により説明を受け、
利用者:	

身元引受人:

作成日: 2025年7月24日 時点

1.事業主体の概要

法人名	株式会社リビングプラットフォームケア
代表者名	代表取締役 塩野 隆
法人所在地	札幌市中央区南二条西二十丁目291番地
電話番号	011-633-7727
FAX番号	011-633-7728

2.事業所の概要

2. 尹未川 7 帆女			
事業類型	認知症対応型共同生活介護		
学未规 <u>生</u>	(介護予防)認知症対応型共同生活介護		
事業所名	ライブラリ東大宮		
事業所所在地	埼玉県さいたま市見済	召区東大宮5丁目40-1県南第3ビル4階	
電話番号	048-797-5126		
FAX番号	048-797-5128		
管理者名	高橋英雄		
指定番号	1196501165 認知症対	 	
日上留写 	1196501165 (介護予防)認知症対応型共同生活介護		
開設年月日	2020年4月1日		
定員	18名(9名×2ユニッ	ト)・全室個室	
敷地概要	敷地面積	1,250.00 m²	
	権利形態	普通借地(建物賃貸借に含む)	
	建物面積	472.91 m²	
	権利形態	建物賃借(普通借家)	
建物概要	構造	木造平屋建て	
	共用部設備の概要	居間食堂、台所、浴室、トイレ	
	居室の概要	エアコン、収納、照明器具、物干し金物	

3.事業の目的と運営方針

	本事業所は、要介護又は要支援2で認知症の状態にある者(認知症の原因と
	なる疾患が急性の状態にある者を除く。)に対し、共同生活住居において、
	家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他
事業の目的	の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能
事業の日別	力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的と
	する。また、併せて指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業は、利用者
	の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目
	指すものとする。
	・事業所において提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、
	介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったもの
	とする。
	・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め
	るとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画又は介護予防認知症対応
定尚于到	型共同生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービ
運営方針	スを提供する。
	・利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかり
	やすく説明する。
	・適切な介護技術をもってサービスを提供する。
	・常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。
	利用者の意思及び人格を尊重したサービスの提供の中で、認知症状の進行の
	緩和や悪化の防止に資するよう、家庭的な環境の下、入浴、排泄、食事等の
サービスの内容	介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。

4.職員体制

	従業員数	備考
管理者	1 人	
計画作成担当者	1 人以上	
介護職員	15 人以上	
看護職員	0 人以上	

5.利用料金

	料金項目		利用料金	
入居時費用	敷金	126,000 円		
		円		
月額利用料	家賃	月額	63,000 円	
	食材料費	日額	1,520 円	
		月額	45,600 円(30日の場合)	
	管理費	月額	35,000 円	
	水道光熱費	月額	0 円	
	冬季暖房費	月額	0 円	
	教養娯楽費	別途、費用をご負担いただきます。		
	個別的な外出介助	10分	275 円	
	金銭管理費		0 円	
		サービスの中で提供	される便宜のうち、日常生活におい	
	その他	て通常必要となるも	のに係わる費用であって、利用者に	
	1 C 07 IB	負担いただくことが	^で 適当と認められる費用については、	
		別途費用をご負担い	ただきます。	

※利用料の内、前払いとなる費用は下記の通りとなります。

家賃、食材料費、管理費、水道光熱費

- ※上記表中に「月額」と記載する費用について、「利用開始」「契約終了日」が属する月は 1ヶ月を30日とする日割計算(円単位未満四捨五入)とします。
- ※食材料費については、下記の手順に基づき、欠食分の食事を返金致します。
 - ・7日前までに通知があった外泊・外出の場合、事前申し出分を欠食扱いとします。
 - ・7日を超える入院の場合、入院日から起算し8日目以降を欠食扱いとします。
- ※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない理由がある場合は、変更を行う1ヶ月前までに 説明をした上で、利用料金の変更を行うことがあります。

6.提供するサービスの基本単位・各加算と利用料

※3級地(1単位=10.68円)

	 介護保険 報酬項目	単位数	自己負担額		
	月 读 床 次 一	半世奴	1割負担	2割負担	3割負担
	■基本部分		※ 3	0日利用の場	場合
	要支援2	22,470単位 ・1ヶ月	23,998円	47,996円	71,994円
	要介護 1	22,590単位 ・1ヶ月	24,127円	48,253円	72,379円
	要介護 2	23,640単位 ・1ヶ月	25,248円	50,495円	75,743円
	要介護3	24,360単位 ・1ヶ月	26,017円	52,033円	78,050円
	要介護 4	24,840単位 ・1ヶ月	26,530円	53,059円	79,588円
	要介護 5	25,350単位 ・1ヶ月	27,074円	54,148円	81,222円
	■加算関連				
\bigcirc	初回加算	30単位 ・1日	32円	64円	96円
	(入居日及び30日以上の入院から退院した	:日から起算して30日以内	の期間のみ	(算定)	
\bigcirc	協力医療連携体制加算1	100単位 ・1ヶ月	107円	214円	321円
	協力医療連携体制加算 2	40単位 ・1ヶ月	43円	86円	129円
	医療連携体制加算Iイ	57単位 ・1日	61円	122円	183円
	医療連携体制加算 口	47単位 ・1日	51円	101円	151円
\bigcirc	医療連携体制加算Iハ	37単位 ・1日	40円	79円	119円

医療連携体制加算	5単位 ・1日	6円	11円	16円
サービス体制強化加算Ⅰ	22単位 ・1日	24円		71円
サービス体制強化加算Ⅱ	18単位 ・1日	20円	39円	58円
サービス体制強化加算Ⅲ	6単位 ・1日	7円		20円
若年性認知症利用者受入加算	120単位 ・1日	129円	257円	385円
生活機能訓練向上加算	100単位 ・1ヶ月	107円	214円	321円
生活機能訓練向上加算	200単位 ・1ヶ月	214円	428円	641円
口腔衛生管理体制加算	30単位 ・1ヶ月	32円	64円	96円
夜間支援体制加算	50単位 ・1日	54円	107円	161円
夜間支援体制加算	25単位 ・1日	27円	54円	81円
認知症専門ケア加算I	3単位 ・1日	4円	7円	10円
認知症専門ケア加算Ⅱ	4単位 ・1日	5円	9円	13円
認知症チームケア推進加算I	150単位 ・1ヶ月	161円	321円	481円
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120単位 ・1ヶ月	129円	257円	385円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10単位 ・1ヶ月	11円	22円	32円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5単位 ・1ヶ月	6円	11円	16円
科学的介護推進体制加算	40単位 ・1ヶ月	43円	86円	129円
口腔栄養スクリーニング加算	20単位 ・1回	22円	43円	64円
○ 入院時費用	246単位 ・1日	263円	526円	789円
(病院又は診療所への入院を要した場合1)	月に6日を限度として算定)		
看取り加算(お亡くなりの日以前)				
○ (1)お亡くなりの日以前31日~45日	72単位 ・1日	77円	154円	231円
○ (2)お亡くなりの日以前4日~30日	144単位 ・1日	154円	308円	462円
○ (3)お亡くなりの日の前日及び前々日	680単位 ・1日	727円	1,453円	2,179円
○ (4)お亡くなりの日	1280単位 ・1日	1,367円	2,734円	4,101円
退居時情報提供加算	250単位 ・1回	267円	534円	801円
退居時相談援助加算	400単位 ・1回	428円	855円	1,282円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	所定単位数に加算率	18.6%	を乗じた単	位数
↑護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数に加算率	17.8%	を乗じた単	位数

[※]介護保険改定又は負担割合により給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて、 ご利用者の負担額を変更します。

※原則、口座振替によるお支払いをお願い致します。振込でのお支払となる場合は、毎月月末まで に下記の口座までお振込み下さい。お振込み手数料は、ご利用者様にてご負担いただきます。

みずほ銀行 第五集中支店 普通預金 1975947 株式会社リビングプラットフォームケア 代表取締役 塩野 隆

7.協力医療機関

内科	内科 医療機関名 松沢医院	
	所在地	埼玉県さいたま市北区宮原町2-36-1
	診療科目	内科・消化器内科・外科・肛門科・内視鏡科
歯科 医療機関名 なかむら歯科医院		· · · · · · · · · · · · · · · ·
	所在地	埼玉県さいたま市見沼区大谷1894-1
	診療科目	歯科

8.緊急時の対応

緊急時の対応	入居者に身心の緊急が発生した場合は、速やかに管理者に確認し、必要に応
	じ、協力医療機関(24H対応可)へ電話相談し、担当看護師、医師の指示を仰
	ぎます。

9.非常災害時の対応

消防用設備	自動火災報知設備・非常通報装置・誘導灯・消火器・スプリンクラー、熱感
	知器
災害発生時の対応	災害対策マニュアルに沿って対応

10.事故発生時の対応

事業者が利用者に対し本サービス提供時に事故が発生した場合は、市区町
村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故につ
いては、事業所として事故の状況、経過を記録し、原因の分析、再発防止のた
めの取り組みを行います。

11.秘密保持と個人情報の取り扱い

秘密保持と個人	サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由も
情報の保護	なく、第三者に漏らしません。事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又
	はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、そ
	の秘密を保持するべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

12.虐待防止

虐待防止の責任者	西尾謙治	
虐待防止の措置	(1)虐待防止に関する責任者を選定します。	
	(2)成年後見制度の利用を支援します。	
	(3)苦情解決体制を整備しています。	
	(4)従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。	
虐待等事案が発生	事業者は、サービス提供中に当該施設職員又は入居者の家族等から、虐待	
した場合の対応	を受けたと思われる事案が確認された場合は、速やかに管轄する市町村に	
	通報するものとします。	

13.苦情・相談窓口

苦情・相談窓口	担当者	西尾謙治
	利用時間	9:00~18:00
	苦情に対する対応	直接窓口にて受付いたします。担当者が不在の場合は、
		担当者に引き継ぎ、後日回答となる場合があります。申
		し出いただいた事項は、迅速かつ適切に対応するよう努
		めます。
公的機関窓口	公的機関名	さいたま市見沼区介護保険課
	利用時間	平日8:30~17:15
	電話番号	048-681-6067
公的機関窓口	公的機関名	埼玉県国民健康保険団体連合会
	利用時間	8:30~17:00
	電話番号	048-824-2568

14.身体拘束等

14.身体拘果等	
身体拘束に対する	利用者または他の利用者等の生命・身体を保護するために緊急やむを得ない
方針	場合を除き、身体的拘束を行いません。
やむを得ず身体拘束	やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に利用者等に対し以下の事項を
を行う場合の対応	連絡し同意を得るものとします。
	① やむを得ず身体的拘束を行う理由
	② 身体的拘束の方法・内容
	③ 身体的拘束の開始日時、終了予定日時、終了日時
記録について	期間中の利用者の状況をサービスの提供記録に記載します。
	〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉
	①徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛
	る。
	②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
	③自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
	④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
	⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらな
	いように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
	⑥車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字
	型拘束帯や腰ベルト・車椅子テーブルをつける。
	⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような車椅子を使用す
	る。
	⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
	⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で
	縛る。
	⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
	⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

15.損害賠償

損害賠償責任保険	施設賠償責任保険 加入	
	東京海上日動火災保険	
損害賠償の対象	サービス提供中に事業者の責めに帰すべき事由により発生した事故に伴い、	
	利用者が被った生命、身体、財産に対する損害。	
	但し、不可抗力による場合、利用者に故意又は過失がある場合は、賠償額を	
	減額されることがあります。	

16.第三者評価

評価の有無	なし
直近の実施年月日	
評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

17.その他留意点

(1) 面会時間について

急を要する場合を除き、原則、午前8時から午後8時とさせていただきます。

- (2) 外出・外泊について お出掛けになるときは、前日までに職員への連絡をお願いいたします。
- (3) 禁止される行為について

利用者は、施設利用にあたり次の行為を行うことはできません。

- ①砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入・使用・保管すること。
- ②大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- ③テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑 をあたえること。
- ④観賞用を含む動物を飼育すること。
- ⑤目的施設又はその周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を 示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を与えること。
- ⑥利用者の状況により事業者が承諾した範囲外の喫煙・飲酒
- (7)施設内における宗教活動または政治活動
- ⑧他の入居者に対し著しい迷惑行為を行うこと。(事業者との協議の上改善の余地が見られず、通常の方法で回避できないと事業者が判断した場合)
- (4) 運営推進会議について

事業者は概ね2か月に1回の頻度で下記のメンバーによる運営推進会議を開催します。 [構成メンバー]

入居者様、入居者のご家族様、地域住民代表者、地域包括支援センターの職員、知見を 有する者